

決裁・供覧・報告

件名	【決裁】組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等を引用している死刑又は無期若しくは懲役4年以上の懲役若しくは禁錮を法定刑とする罰則等について(照会) 紙			文書番号		
				平成 年 第一 号		
伺い文	標記について、別添1案により各府省庁法令担当官宛て、同2案により当省内局部課法令担当官宛てにそれぞれ照会することとした。					
起案	起案日	平成 29年 1月 10日	受付日	平成 年 月 日		
	部署	刑事局 刑事法制管理官法制調査第二係	決裁	決裁処理期限日	平成 年 月 日	
				決裁日	平成 29年 , 月 10日	
			施行	施行処理期限日	平成 年 月 日	
分類名称	起案者	藤原 悠		施行日	平成 年 月 日	
	連絡先(内線)			施行先		
				施行者		
取扱区分	大分類	法律		取扱上の注意		
	中分類	制定・改廃				
	名称(小分類)					
	秘密区分	なし				
決裁・供覧・報告欄	秘密期間終了日	平成 年 月 日	格付け	機密性格付け	機密性2情報	
	指定事由			取扱制限	なし	
				保存	行政文書保存期間	
			保存期間満了日			
起案部局・課	刑事局長 官房審議官 総務課長 刑事法制管理官					
	参事官 局付 刑事調査官					
	(隣) (唐澤) (猪股) (内田) (奥村)					
	補佐官 係長 係員					
	(木下) (古和) (高木) (須藤) (石原)					
備考欄	本日10日(火)に各担当官宛て依頼し、本月17日(火)15:00を回答期限とする予定。					

事務連絡
平成29年1月●●日

各府省庁法令担当官 殿

法務省刑事局刑事法制管理官

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等を引用している法令及び死刑又は無期若しくは長期4年以上の懲役若しくは禁錮を法定刑とする罰則等について（照会）

標記の件について、下記1から3のとおり照会しますので、●月●日（●）●●：●●までにEメールにて以下連絡先宛て御回答願います。

本件は、下記1の一部以外は、平成28年8月19日付け照会（以下「前回照会」という。）に引き続いて行うものであり、前回照会に対する回答後に生じた変更等について御回答願います。

なお、下記照会事項に該当がない場合につきましても、その旨Eメールにてお知らせ願います。

記

1 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等を引用している法令について

（1）別紙1から9について（前回照会に対する回答後に生じた変更等を照会するもの）

○ 平成28年8月19日以降に成立した貴府省庁（外局を含む。）所管の法令（法律、勅令、政令及び府省令）

○ 平成29年1月1日時点において未施行、未成立となっている法律又は法案

○ 次期通常国会提出予定法案

のうち、別紙1から9に記載する条項等を引用しているもの（附則による引用を含む。）がありましたら、該当法令名・条項、担当者等について御回答願います。

- (2) 別紙10から12について（新規に照会するもの）
- 貴府省庁（外局を含む。）所管の法令（法律、勅令、政令及び府省令）
 - 平成29年1月1日時点において未施行、未成立となっている法律又は法案
 - 次期通常国会提出予定法案
のうち、別紙10から12に記載する条項等を引用しているもの（附則による引用を含む。）がありましたら、該当法令名・条項担当者等について御回答願います。

なお、作業の効率化を図る観点から、当方において当該引用法令を検索した結果を別添1-1のとおり添付しておりますので、回答に当たっては、同結果を御確認の上、該当の所管法令につき「担当府省庁」欄等に御記入いただくとともに、記載事項に訂正、削除等の必要がある場合には、その旨も併せて御記入願います。また、別添1-1記載事項に追加すべきものがあれば、別添1-2（追加様式）に御記入願います。

また、（1）及び（2）いずれについても、未施行、未成立となっている法律又は法案については施行予定日を、次期通常国会提出予定法案については法案の提出予定日（閣議決定希望日）及び施行予定日を併せて御回答願います。

2 死刑又は無期若しくは長期4年以上の懲役若しくは禁錮を法定刑とする罰則について

- 平成28年7月以降に成立した又は施行された貴府省庁（外局を含む。）所管の法令（法律、勅令、政令及び府省令）
- 平成29年1月1日時点において未施行、未成立となっている法律又は法案
- 次期通常国会提出予定法案
において、
 - (1) 死刑又は無期若しくは長期4年以上の懲役若しくは禁錮を法定刑とする罰則の有無
 - (2) (1)において該当がある場合、当該罰則の国外犯処罰規定の有無について調査（平成29年1月1日現在）いただき、該当がありましたら御回答願います。

なお、平成28年7月以降に施行された法令については施行日を、未施行、未成立となっている法律又は法案については施行予定日を、次期通常国会提出

予定法案については法案の提出予定日（閣議決定希望日）及び施行予定日を併せて御回答願います。

3 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律別表に掲げる犯罪について

別添2記載の犯罪について、

- 平成29年1月1日時点において未施行、未成立となっている法律又は法案
- 次期通常国会提出予定法案

による改正の有無について御回答願います。

なお、未施行、未成立となっている法律又は法案については施行予定日を、次期通常国会提出予定法案については法案の提出予定日（閣議決定希望日）及び施行予定日を併せて御回答願います。

（連絡先）法務省刑事局刑事法制管理官

電話 3580-4111（内線 [REDACTED]

直通

mail [REDACTED]

（猪股）

（内田）

（高木）

（藤原）

（須藤）

（石原）

担当 高木、藤原、須藤、石原

対象となる法律名及び条項並びに用語のリスト

法律名及び条項

- 1 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）（「組織的犯罪処罰法」と略称されることもある。
 - ・全条項
- 2 爆発物取締罰則（明治17年太政官布告第32号）
 - ・第10条
- 3 刑法（明治40年法律第45号）
 - ・第3条、第198条
- 4 暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）
 - ・第1条の3
- 5 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
 - ・第60条
- 6 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和57年法律第61号）
 - ・第11条
- 7 サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年法律第78号）
 - ・第8条
- 8 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）
 - ・第13条
- 9 國際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成19年法律第37号）
 - ・第55条、第56条
- 10 裁判所法（昭和22年法律第59号）
 - ・第26条
- 11 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）
 - ・附則第1条から第5条、第58条、第59条
- 12 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）
 - ・第2条

※ 「法」「同法」「同条」等と表記されている場合を含む。

(別添1-1 (条項))

「条」欄に「一」と記入されているものについては、該当法律の条項を引用せず、「法律の規定による」などとさせているもの

※未施行等の場合には、備考欄に施行予定日等を御記入願います。

法令名	引用している法令・条項 号	法令名(法令番号)	引用している法令・条項			担当部署	担当者の連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (実施日)
			条	項	号			
裁判所法(昭和22年法律第59号)	26	裁判員の参加する刑事裁判に關する法律(平成16年5月28日法律第63号)		2	1			
裁判所法(昭和22年法律第59号)	26 2 2	裁判員の参加する刑事裁判に關する法律(平成16年5月28日法律第63号)		2	1	2		
裁判所法(昭和22年法律第59号)	26 2	裁判員の参加する刑事裁判に關する法律(平成16年5月28日法律第63号)		2	6			
裁判所法(昭和22年法律第59号)	26	裁判員の参加する刑事裁判に關する法律(平成16年5月28日法律第63号)		5				
裁判所法(昭和22年法律第59号)	26	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律(平成15年7月16日法律第110号)		11	1			
裁判所法(昭和22年法律第59号)	26 2	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律(平成15年7月16日法律第110号)		41	2			
裁判所法(昭和22年法律第59号)	26	裁判所法施行令(昭和22年5月3日政令第24号)		3	3			
裁判所法(昭和22年法律第59号)	26 1	裁判所法施行令(昭和22年5月3日政令第24号)		3	5			
情報処理の高度化等に対するための刑法等の一部を改正する法律(平成23年法律第74号)		附則 第1条 第2条 第3条 第4条 第5条 第6条 第7条 第8条 第9条 第10条 第11条 第12条 第13条 第14条 第15条 第16条 第17条 第18条 第19条 第20条 第21条 第22条 第23条 第24条 第25条 第26条 第27条 第28条 第29条 第30条 第31条 第32条 第33条 第34条 第35条 第36条 第37条 第38条 第39条 第40条 第41条 第42条 第43条 第44条 第45条 第46条 第47条 第48条 第49条 第50条 第51条 第52条 第53条 第54条 第55条 第56条 第57条 第58条 第59条 第60条 第61条 第62条 第63条 第64条 第65条 第66条 第67条 第68条 第69条 第70条 第71条 第72条 第73条 第74条 第75条 第76条 第77条 第78条 第79条 第80条 第81条 第82条 第83条 第84条 第85条 第86条 第87条 第88条 第89条 第90条 第91条 第92条 第93条 第94条 第95条 第96条 第97条 第98条 第99条 第100条 第101条 第102条 第103条 第104条 第105条 第106条 第107条 第108条 第109条 第110条 第111条 第112条 第113条 第114条 第115条 第116条 第117条 第118条 第119条 第120条 第121条 第122条 第123条 第124条 第125条 第126条 第127条 第128条 第129条 第130条 第131条 第132条 第133条 第134条 第135条 第136条 第137条 第138条 第139条 第140条 第141条 第142条 第143条 第144条 第145条 第146条 第147条 第148条 第149条 第150条 第151条 第152条 第153条 第154条 第155条				附則		

法令名	引用されている法令・条項			引用している法令・条項			担当部署	担当者の連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (共管、施行期 日)
	条	項	号	法令名(法令番号)	条	項			
情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成23年法律第74号)				附則 第1条 第1号	押収物還付公告令の一部を改正する政令(平成24年5月30日政令第156号)	武力攻撃事態及び存立危機事態ににおける捕虜等の取扱いに関する法律(平成16年12月10日政令第393号)	附則		
情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成23年法律第74号)				附則 第1条 第2号	不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成24年3月31日法律第12号)	不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年8月13日法律第128号)	附則 第4条 第1項		
情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成23年法律第74号)				附則 第1条 第2号	不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成24年3月31日法律第12号)	不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年8月13日法律第128号)	附則 第1条 第2項		
情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成23年法律第74号)				附則 第1条 第1号	押収物還付公告令の一部を改正する政令(平成24年5月30日政令第156号)	押収物還付等公告令(昭和25年11月4日政令第342号)	附則1		

(別添1-2 追加様式(条項))

については、該当法律の条項を引用せず、「法律の規定によるなどとされているもの

*未施行等の場合には、備考欄に施行予定日等を御記入願います。

(別添2 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律別表)

※実施行の場合には、備考欄に施行期日を御記入願います。

号	別表 対象犯罪	改正について		担当部署	担当府省庁	担当者の連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (施行期日)
		右欄 改変影響を記す欄	左欄 改正内容				
一	第三条(組織的な殺人等)、第四条(未遂罪)若しくは第六条第一項第一号(組織始な殺人の予備)の罪、同号に掲げる罪に係る同条第二項(団体の不正収益に係る該人の予備の罪又は第十一条第一項(犯耶収益等賄圖)若しくは第二項(未遂罪)の罪						
二 イ	刑法第九十六条の五(加重封印等被徴収等)の罪						
二 ロ	刑法第五百八条(現住建造物等放火)、第五百九条第一項(非現住建造物等放火)若しくは第五百十一条第一項(現住建造物等放火)の罪、同法第五百十五条の規定により同法第五百九条第一項若しくは第五百十条第一項の例により処断すべき罪又はこれらの罪(同法第五百十条第一項の罪及び同項の例により処断すべき罪を除く。)の未遂罪						
二 ハ	刑法第五百三十七条(あへん煙吸食のための場所提供)の罪又はこれらとの未遂罪						
二 ニ	刑法第五百四十九条(通貨偽造及び行使等)若しくは第五百四十九条(外国通貨偽造及び行使等)の罪若しくはこれらとの罪の未遂罪又は同法第五十三条(通貨偽造等の罪)の罪						
二 ホ	刑法第五十五条第一項(有印公文書偽造若しくは第二項(有印公文書偽造)の罪、これらとの既定の例により処断すべき罪)、同法第五十七条第一項(公正証書原本不審記載の罪若しくはその未遂罪若しくはこれらの罪(同法第五百五十七条第一項(同法第五百五十九条第一項(有印私文書偽造)若しくは第五百五十八条(伪造公文書行使等)の罪、同法第五十九条第一項(有印私文書偽造)若しくは第五十二条(偽造私文書等行使)の罪若しくはこれらの罪に係る同法第五百六十二条(偽造私文書等行使)の罪又は同法第五百六十一条の二(偽造的記録不正作出及び供用)の罪						
二 ヘ	刑法第五百六十一章(有価証券偽造等)又は第五百六十三条(偽造有価証券行使等)の罪						
二 ド	刑法第六十三条の二から第五百六十三条の五まで(支払用カード電磁的記録不正作出等、不正電磁的記録カード所持、支払用カード電磁的記録不正作出準備、未遂罪)の罪						
二 チ	刑法第七十五条(わいせつ物頒布等)の罪						
二 リ	刑法第八十六条(常習賭博及び賭博営業等因利)の罪						
二 ス	刑法第五百九十七条から第五百九十九条の四まで(取締、受託取締及び事前取締、第三者供給、加重取締及び事後取締、あっせん取締)の罪						

号	別表 対象犯罪	改正について		担当部局	担当府省庁	担当者の連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (共管、施行期日)
		有無	対象範囲を改正する法律名				
ル	刑法第二百九十三条(殺人)の罪又はその未遂罪						
ヲ	刑法第二百四条(傷害)又は第二百五条(傷害致死)の罪						
ワ	刑法第二百二十条(強盗及び監禁)又は第二百二十二条(地捕等致死傷)の罪						
カ	刑法第二百二十四条から第二百二十八条まで(未成年者販取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的強盗及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪)の罪						
コ	刑法第二百三十五条から第二百三十六条まで(窃盜、不動産侵奪、強盗、第二百三十八条から第二百四十九条まで(窃盜、不動産侵奪、脅迫強盗、強盗致死傷及び同致死)又は第二百四十三条(未遂罪))の罪						
タ	刑法第二百四十六条から第二百五十条まで(詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐嚇、未遂罪)の罪						
レ	刑法第二百五十三条(業務上横領)の罪						
ゾ	刑法第二百五十五条第二項(益品有償譲受け等)の罪						
ツ	刑法第二百六十条(建造物等損壊及び同致死傷)の罪又は同条の例により処断すべき罪						
ミ	暴発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号)第一条から第六条まで(爆発物の使用、製造等)の罪						
四	外国において流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造改ざん及び出造に係る法津(明治三十九年法律第六十号)第一項(偽造等)、第二条(偽造外國流通貨幣等の輸入)、第三条第一項(偽造外國流通貨幣等の行使等)若しくは第四条(偽造等準備)の罪又はこれらとの並の未遂罪						
五	印紙犯罰法(明治四十二年法律第三十九号)第一条(偽造等)又は第二条(偽造印紙等の使用等)の罪						
六	暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)第一条第二項(加重懲罰)若しくは第二項(未遂罪)又は第三条(常習蓄意等)の罪						
七	淫犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第二条から第四条まで(常習特殊強姦、常習犯強姦、常習強姦等)の罪						

号	別表 対象犯罪	改正について		担当部局	担当府省庁	担当者の連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (施行日)
		有無	対象犯罪を改正する法律名				
八	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第十四十三号)第十八条第二号(損失補てんに係る利益の収受等)の罪						
九	農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第九十九条の九第一号(損失補てんに係る利益の収受等)の罪						
十	職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第六十三条(銀行等による職業紹介等)の罪						
十一	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六十条第一項(兒童虐待)の罪						
十二	郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)第八十五条第一項(切手類の偽造等)の罪又はその未遂犯						
十三	金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第一百九十七条(虚偽有価証券出蓄等の提出等、第百九十七条の二第二号(損失から第十五号まで(内前項取引等)又は第二百条第十四号(損失補てんに係る利益の取受等)の罪)						
十四	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第四十九条第一号(無許可営業)の罪						
十五	大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)第二十四条の三(使用等)の罪						
十六	船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第一百一一条(銀行等による職業紹介等)の罪						
十七	競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)第三十条(無資格競馬等)又は第三十二条の二後段(加重現金)の罪						
十八	消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第五十八条の四(損失補てんに係る利益の収受等)の罪						
十九	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七十七条から前八十条まで(役員の特別責任、代表社会医療法人債権者等の特別責任、未達罪、虚偽文書行い等)又は第八十二条第一項(社会医療法人債権者の権利の行使に関する取扱)の罪						
二十	自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)第五十六条(無資格自転車競走等)又は第六十条後段(加重取罰)の罪						
二十一	水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二条)第一百二十九条の三第一号(損失補てんに係る利益の収受等)の罪						

号	別表 対象犯罪	改正について		担当者 担当部署 (TEL, Fax, E-mail)	担当者 連絡先 (共管, 施行期日)
		有無	対象犯罪を改正する法律名		
二十二	中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第二百八十九号)第百十二条の三(損失補てんに係る利益の收受等)の罪				
二十三	協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第二百八十九号)第十二条の二(損失補てんに係る利益の收受等)の罪				
二十四	弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第七十七条第三号(非手続料の支拂い等)又は第四号(業として行う請求受けた権利の実行)の罪				
二十五	外国為替及び外國買賣法(昭和二十四年法律第二百八十九号)第六十九条の六(国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる無許可取引等)の罪				
二十六	小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)第六十一条(無資格小型自動車競走等)又は第六十五条後段(加重取引)の罪				
二十七	商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第三百六十三条第九号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪				
二十八	毒物及び劇物取扱法(昭和二十五年法律第三百三号)第三条の毒物行為に係る同法第二十四条第一号(無登録販売等)の罪又は同法第二十四条の二第一号(販賣等の作用を有する毒物等の販売等)の罪				
二十九	社会福祉法(昭和二十五年法律第四十五号)第三百三十条の二(特種員等の特別責任)の罪				
三十	投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第二百九十八号)第二百二十九条(執行委員等の特別責任)、第二百二十一条(監査監査執行者等)、第二百三十四条第一項(投資主等の権利の行使に關する取扱い)、第二百三十九条第二項(投資主の権利の行使に關する利益の受供与等)若しくは第四項(投資主の権利の行使に關する利益の受供与等に關しての處遇行為)又は第二百四十三条第二号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪				
三十一	信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十九号)第九十条の二(損失補てんに係る利益の收受等)の罪				
三十二	モーターポート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)第六十五条(無資格モーターポート競走等)又は第七十二条(加重取引)の罪				
三十三	覚せい剤取締法第四十一条の三(覚醒剤の使用、覚醒剤原料の輸入等、第四十一条の四(覚醒剤外覚醒剤の施用等)、第四十一条の七(覚醒剤原料の輸入等の予備)、第四十一条の十(覚醒剤原料の輸入等に係る資金等の提供等)又は第四十一条の十三(覚醒剤原料の譲渡と譲受けとの両方)の罪				

号	別表 対象犯罪	改正について		担当部署	担当府省庁	担当者の連絡先 (TEL, Fax, E-mail)	講者 (共管, 施行期日)
		有無	改正内容				
三十三	出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号) 第七十三条の二(不法就労労働長)、第七十三条の四(偽在留カード偽造等)、第七十三条の五(在留カード偽造等)、第七十四条(在留カード偽造等)、第七十七条(輸送者等)、第七十八条(輸送者等)告しくは同法第七十四条の六(不法入出国等)又は同法第七十四条の八第二項(當利目的不法入出国者等の藏匿等)の罪若しくはその未遂罪						
三十四	長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二十五条 の二(損失補てんに係る利益の収受等)の罪						
三十五	在京及び向籍神職取締法(昭和二十八年法律第百四十四号)第六十六条 (在京の施用等)の罪						
三十六	武器等製造法(昭和二十八年法律第百四五号)第三十一条 の無許可製造)、第三十二条(銃砲及ひ鉄砲弾以外の武器の無許可 製造)、第三十三条(第三号(銃砲及ひ鉄砲弾以外の武器の無許可 製造)の罪又はば機械の製造に係る同様第三号(銃砲の無許可製 造)の罪						
三十七	労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第二百条の四の 二(損失補てんに係る利益の収受等)の罪						
三十八	關稅法(昭和二十九年法律第六十一号)第二百八条の四から第二百九 条の二まで(輸出してはならない貨物の輸出、輸入してはならない 貨物の輸入、輸入してはならない貨物の保税地域への置き等)の 罪						
三十九	出資の入れ、預り金及び金利等の取扱りに関する法律第五条 (高金利等)、第五条の二(第一項(高利貸付料)、第五条の三(保証料 がある場合の高金利等)若しくは第八条第一項(高金利等の脱法 行為)若しくは第二項(とてうござい高金利の脱法行為の罪 又は同法第一条规定くは第二項の違反行為に係る同法第 八条第三項(元本を保証して行う出資金の受け入れ等)の罪						
四十	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)第三十七条 第一項後段(加重取締)の罪						
四十一	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年 法律第百七十九号)第二十九条(不正の手段による補助金等の受 付等)の罪						
四十二	壳春防止法第六条第一項(開院)、第七条(因惑等による売却)、 第八条第一項(引渡しの收受等)、第十条(売却をさせる契約)、第十 一条第二項(業として行う場所の提供)、第十二条(売却をさせる 業)又は第十三条(資金等の提供)の罪						

号	別義 対象犯罪	改正について		担当部署	担当府省庁	担当者の連絡先 (TEL, Fax, E-mail)	備考 (共管, 施行期日)
		改正前	改正後を記載する法律名				
四十三	銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条から第三十三条までの四条まで(拳銃等の拳銃、鋤入、所持、譲渡し等)、第三十一条の七から第三十二条までの三条まで(軽自動車の輸入、所持、譲渡等)、第三十三条の十一から第三十四条までの二条まで(軽自動車の所持等、拳銃等の輸入の予備、拳銃等の輸入に係る資金等の預け)、第三十五条(拳銃等の譲渡と譲受けの因縁等)、第三十六条(第一項第一号(拳銃等及び所持の因縁等の新規等の所持)、第二号(拳銃等の所持)若しくは第三号(拳銃部品の譲渡等として(拳銃等)の譲渡)又は第三十一条の十八号(拳銃部品の譲渡しと譲受けの因縁等)の罪)は第三十二条第一号(拳銃部品の譲渡しと譲受けの因縁等)の罪(未遂犯)、第三十一条の十九号(拳銃等の譲渡しと譲受けの因縁等)又は第三十二条第一号(拳銃部品の譲渡しと譲受けの因縁等)の罪(既遂犯)。						
四十四	特許法(昭和三十四年法律第百二十二号)、第百九十六条又は第百九十六条の二(特許権等の侵害)の罪						
四十五	商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)、第七十八条又は第七十八条の二(商標権等の長侵害)の罪						
四十六	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第百八十三条の九(業者として行う医薬品の指定製造の製造等)又は第八十四条第九号(業として行う医薬品の販売等)の罪						
四十七	金融機関の合併及び清算に関する法律(昭和四十三年法律第百六十六号)、第百七十二条(設立委員の特別責任)又は第七十三条第一項(株主等の権利の行使に関する取扱い)の罪						
四十八	著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)、第百九十九条第一項又は第二項(著作権等の長侵害等)の罪						
四十九	航空機の強取等の处罚に関する法律(昭和四十五年法律第六十八号)第一条(航空機の強取等)、第二条(航空機強取等致死又は第四条(航空機の運航阻害)の罪						
五十	麻薬物の処理及び禁制に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七条)第二十五条第一項(麻薬物処理施設の無許可設置)、第三十七条(名義貸し)、第三八号(麻薬物の処理の受託)若しくは第三十九号(陸上空港等の施設に係る罰則)又は同号に相当する罰則に係る未遂犯又は同号に相当する罰に係る同条第二項(不法投棄の罪)の罪						
五十一	航空の危険を生じさせる行為等の处罚に関する法律(昭和四十九年法律第八十七号)第一條から第五条までの(航空危険、航行中の航空機を懲らせる行為等の処理の受託)若しくは第三十九号(不法投棄の罪)の罪						
五十二	人質による強要行為等の处罚に関する法律(昭和五十三年法律第四十八号)第一条から第四条までの(人質による強要等、加重人質強要、人質殺害)の罪						
五十三	無闇道横暴の防止に関する法律(昭和五十三年法律第一百一号)第五条(開設等)の罪						

号	別表 対象犯罪	改正について			担当部署	担当府省庁	担当者の連絡先 (Tel/Fax, E-mail)	備考 (共管、施行期日)
		有無	対象犯罪を改正する法律名	改正内容				
五十四	銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第六十一条第一号(無免許営業)又は第六十三条の二の二(損失補てんに係る利益の收受等)の罪							
五十五	細菌兵器(生物兵器)及び毒害兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに営業に附する禁約等の実施に附する法律(昭和五十七年法律第六十一号)第九条(生物兵器等の使用等)又は第十条(生物兵器等の製造等)の罪							
五十六	資金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第四十七条第二号(無登録営業)の罪							
五十七	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十号)第五十一条(有効業務簿の記入等)の罪又は同法第四条第一項に係る同法第五十九条第一号(禁止業務についての労働者派遣事業)の罪							
五十八	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(昭和六十年法律第七号)第二十二条(未登録特別永住者登録等)の罪又は同法第五十条(特別永住者登録等準備)の罪							
五十九	麻薬特例法第六条第一項(薬物犯罰収益等隠匿)又は第二項(未遂犯)の罪							
六十	協同組合金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第五十七条(虚偽文書行取等)の罪							
六十一	不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第五十三条第三号(損失指てんに係る利益の收受等)の罪							
六十二	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五条)第三十八条から第四十条まで(化学兵器の使用、製造等)の罪							
六十三	サリン等による人身被害の防止に関する法律第五条(発散)又は第六条第一項から第三項まで(製造等)の罪							
六十四	保険業法(平成七年法律第一百五号)第三百一十七条の二第二号(損失指てんに係る利益の收受等)、第三百二十二条(保険契約等の特別責任)、第三百三十八条(代理被保険権等の特別責任)、第三百二十九条第一項(社員等の二十五条(虚偽文書行取等)、第三百二十九条第一項(株主等の権利の行使に附する取引)又は第三百三十一条(株主等の権利の行使に附する利益の受取与等についての既遂行為)の罪							
六十五	金融機関等の貿易手続の特別等に関する法律(平成八年法律第五十五条)第五百四十九条(詐欺更生)の罪							
六十六	機器の移植に関する法律(平成九年法律第一百四号)第二十条第一項(機器充貯等)の罪							

別表 号	対象犯罪	改正について 改正措置を改正する法条名	担当内容	担当部署	担当者の連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (共管、施行期日)
六十七	スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成十年法律第六十号)(第三十二条(無資格投票)又は第三十七条後段(加重収取)の罪)	有無				
六十八	資産の流動化に関する法律(平成十年法律第六十五号)第二百九十七条第一号(損失抑てんに係る利益の收受等、第三百二条取締役等の特別責任)、第三百三十二条(代表特定社債持當等の特別責任)、第三百五十三条(虚偽文書等の取扱い)、第三百五十四条(虚偽文書等の取扱い)、第三百五十五条(虚偽文書等の取扱い)、第三百五十六条(虚偽文書等の取扱い)、第三百五十七条(虚偽文書等の取扱い)、第三百五十八条(虚偽文書等の取扱い)、第三百五十九条(虚偽文書等の取扱い)、第三百六十一条(虚偽文書等の取扱い)、第三百六十二条(虚偽文書等の取扱い)、第三百六十三条(虚偽文書等の取扱い)、第三百六十四条(虚偽文書等の取扱い)、第三百六十五条(虚偽文書等の取扱い)、第三百六十六条(虚偽文書等の取扱い)、第三百六十七条(虚偽文書等の取扱い)、第三百六十八条(虚偽文書等の取扱い)、第三百六十九条(虚偽文書等の取扱い)の罪					
六十九	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十六年法律第三百四号)第三百六十九条(一種病原体等の輸入)、第三百七十条(二種病原体等の輸入)、第三百七十二条(一種病原体等の販売等)又は第三百七十三条(第三項まで(一種病原体等の輸入)、第三百七十四条(二種病原体等の輸入)の罪)					
七十	児童買賣、児童ポルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第五十条(児童買賣等の規制)、第六十一条(業として行う児童買賣勧誘)、第七十条(児童買賣等の規制)、第八十一条(児童ポルノ等の不特定又は多数の者に対する提供等)又は第八十二条(児童買賣等の目的へ身売買等)の罪					
七十一	民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二百五十五条(清算再生)の罪					
七十二	ヒトに関するクローネン技術等の規制に関する法律(平成十二年法律第百四十六号)第十六条(人クローン胚の胎内への移植)の罪					
七十三	社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百八十九条第一項(加入者の権利の行使に関する取扱い)の罪					
七十四	農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十九条の二(損失抑てんに係る利益の收受等)の罪					
七十五	公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の处罚に関する法律第二条から第五条まで(公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者以外の者による資金等の提供等)の罪					
七十六	会社更生法(平成十四年法律第二百六十六号)第二百六十六条(清算更生)の罪					
七十七	仲裁法(平成十五年法律第三百三十九号)第五十条から第五十二条まで(取扱い)の罪					
七十八	破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百六十五号(詐欺破産)の罪					

別表 号	対象犯罪	改正について			担当省庁	担当部署	担当者の連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (共管、施行期日)
		有無	対象犯罪を改正する法律名	改正内容				
七十九	信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第九十四条第七号(損失端てんに係る利益の收受等)の罪							
八十	会社法第九百六十条から第五百六十二条まで(特別責任、未遂犯、第九百六十四条(虚偽文書行使等)、第九百六十六条第一項(株主等の権利の行使に関する取扱い)又は第五百七十条第二項(株主等の権利の行使に関する利益の受取と)並くは第五項(株主等の権利の行使に関する和法の受取と等)についての成り行き)の罪							
八十一	一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八条)第三百三十四条(理事等の特別責任)の罪							
八十二	放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の規制に関する法律(平成十九年法律第三十八条)第三条から第八条まで(放射線の発散等、原子核分裂装置の製造、原子核分裂装置の所持等、特定核燃料物質の輸出入、放射性物質等の使用の告知による警戒、特定核燃料物質の貯蔵等の告知による強要)の罪							
八十三	株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第七十三条第一項第二号(現失當てんに係る利益の取受等)の罪							
八十四	海賊行為の处罚及び海賊行為への対処に関する法律第三条第一項から第三項まで(船舶の強盗等)又は第四条(船舶強取等強制の罪)							
八十五	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第四十九条(特定個人情報ファイルの提供、第四十九条(個人番号の提供及び使用)又は第五十一条第一項(許諾等行為等による個人番号の取得)の罪							

事務連絡
平成29年1月●●日

各府省庁法令担当官 殿

法務省刑事局刑事法制管理官

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等を引用している法令及び死刑又は無期若しくは長期4年以上の懲役若しくは禁錮を法定刑とする罰則等について（照会）

標記の件について、下記1から3のとおり照会しますので、●月●日（●）●●：●●までにEメールにて以下連絡先宛て御回答願います。

本件は、下記1の一部以外は、平成28年8月19日付け照会（以下「前回照会」という。）に引き続いて行うものであり、前回照会に対する回答後に生じた変更等について御回答願います。

なお、下記照会事項に該当がない場合につきましても、その旨Eメールにてお知らせ願います。

記

1 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等を引用している法令について

（1） 別紙1から9について（前回照会に対する回答後に生じた変更等を照会するもの）

○ 平成28年8月19日以降に成立した貴府省庁（外局を含む。）所管の法令（法律、勅令、政令及び府省令）

○ 平成29年1月1日時点において未施行、未成立となっている法律又は法案

○ 次期通常国会提出予定法案

のうち、別紙1から9に記載する条項等を引用しているもの（附則による引用を含む。）がありましたら、該当法令名・条項、担当者等について御回答願います。

(2) 別紙10から12について（新規に照会するもの）

- 貴局部課所管の法令（法律、勅令、政令及び府省令）
- 平成29年1月1日時点において未施行、未成立となっている法律又は法案
- 次期通常国会提出予定法案

のうち、別紙10から12に記載する条項等を引用しているもの（附則による引用を含む。）がありましたら、該当法令名・条項担当者等について御回答願います。

なお、作業の効率化を図る観点から、当方において当該引用法令を検索した結果を別添1-1のとおり添付しておりますので、回答に当たっては、同結果を御確認の上、該当の所管法令につき必要事項を御記入いただくとともに、記載事項に訂正、削除等の必要がある場合には、その旨も併せて御記入願います。また、別添1-1記載事項に追加すべきものがあれば、別添1-2（追加様式）に御記入願います。

また、(1)及び(2)いずれについても、未施行、未成立となっている法律又は法案については施行予定日を、次期通常国会提出予定法案については法案の提出予定日（閣議決定希望日）及び施行予定日を併せて御回答願います。

2 死刑又は無期若しくは長期4年以上の懲役若しくは禁錮を法定刑とする罰則について

- 平成28年7月以降に成立した又は施行された貴局部課所管の法令（法律、勅令、政令及び府省令）
- 平成29年1月1日時点において未施行、未成立となっている法律又は法案
- 次期通常国会提出予定法案

において、

(1) 死刑又は無期若しくは長期4年以上の懲役若しくは禁錮を法定刑とする罰則の有無

(2) (1)において該当がある場合、当該罰則の国外犯処罰規定の有無について調査（平成29年1月1日現在）いただき、該当がありましたら御回答願います。

なお、平成28年7月以降に施行された法令については施行日を、未施行、未成立となっている法律又は法案については施行予定日を、次期通常国会提出予定法案については法案の提出予定日（閣議決定希望日）及び施行予定日を併

せて御回答願います。

3 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律別表に掲げる犯罪について

別添2記載の犯罪について、

- 平成29年1月1日時点において未施行、未成立となっている法律又は法案
- 次期通常国会提出予定法案

による改正の有無について御回答願います。

なお、未施行、未成立となっている法律又は法案については施行予定日を、次期通常国会提出予定法案については法案の提出予定日（閣議決定希望日）及び施行予定日を併せて御回答願います。

(連絡先) 法務省刑事局刑事法制管理官

電話 3580-4111(内線 [REDACTED])

直通 [REDACTED]

mail [REDACTED]

(猪股)

(内田)

(高木)

(藤原)

(須藤)

(石原)

担当 高木、藤原、須藤、石原

対象となる法律名及び条項並びに用語のリスト

法律名及び条項

- 1 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）（「組織的犯罪処罰法」と略称されることもある。）
 - ・全条項
- 2 爆発物取締罰則（明治17年太政官布告第32号）
 - ・第10条
- 3 刑法（明治40年法律第45号）
 - ・第3条, 第198条
- 4 暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）
 - ・第1条の3
- 5 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
 - ・第60条
- 6 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和57年法律第61号）
 - ・第11条
- 7 サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年法律第78号）
 - ・第8条
- 8 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）
 - ・第13条
- 9 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成19年法律第37号）
 - ・第55条, 第56条
- 10 裁判所法（昭和22年法律第59号）
 - ・第26条
- 11 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）
 - ・附則第1条から第5条, 第58条, 第59条
- 12 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）
 - ・第2条

※ 「法」「同法」「同条」等と表記されている場合を含む。

(別添1—1 (条項))
「某」欄に「一」と記入されているものについては、該当法律の条項を引用せず、「法律の規定による」などとさせているもの

※未施行等の場合には、備考欄に施行予定期日等を御記入願います。

引用されている法令・条項 法令名	条項 号	引用している法令・条項 法令名(法令番号)	条項 号	担当府省庁	担当部署 担当者	担当者連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (共管 日)
裁判所法(昭和22年法律第59号)	26	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年5月28日法律第63号)	2	1			
裁判所法(昭和22年法律第59号)	26	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年5月28日法律第63号)	2	1			
裁判所法(昭和22年法律第59号)	26	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年5月28日法律第63号)	2	1			
裁判所法(昭和22年法律第59号)	26	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年5月28日法律第63号)	2	6			
裁判所法(昭和22年法律第59号)	26	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年5月28日法律第63号)	5				
裁判所法(昭和22年法律第59号)	26	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び看護等に関する法律(平成15年7月16日法律第110号)	11	1			
裁判所法(昭和22年法律第59号)	26	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び看護等に関する法律(平成15年7月16日法律第110号)	41	2			
裁判所法(昭和22年法律第59号)	26	裁判所法施行令(昭和22年5月3日政令第24号)	3	3			
裁判所法(昭和22年法律第59号)	26	裁判所法施行令(昭和22年5月3日政令第24号)	3	5			
情報処理の高度化等に対する法律(平成23年法律第74号)		附則 第1条 第1号 刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する法律 第二条第二項の規定による公告の方法を定める政令(平成24年5月30日政令第155号)		附則			

引用されている法令・条項				引用している法令・条項				担当府省庁				担当部署		担当者の連絡先 (Tel, Fax, E-mail)		備考 (共管・施行期 日)	
法令名	条 項 号	法令名 (法令番号)	条 項 号	条 項 号	条 項 号	条 項 号	条 項 号	担当府省庁	担当部署	担当部署	担当部署	担当部署	担当部署	担当部署	担当部署	担当部署	担当部署
情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成23年法律第74号)	附則 第1条 第1号	押収物還付公告令の一部を改正する政令(平成24年5月30日政令第156号)	武力攻撃事態及び存立危機事態における情報等の取扱いに関する法律(平成16年12月10日政令第393号)	附則													
情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成23年法律第74号)	附則 第1条 第2号	不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成24年3月31日法律第12号)	不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年8月13日法律第128号)	附則 第4条 第1項													
情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成23年法律第74号)	附則 第1条 第2号	不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成24年3月31日法律第12号)	不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年8月13日法律第128号)	附則 第4条 第2項													
情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成23年法律第74号)	附則 第1条 第1号	押収物還付公告令(平成24年5月30日政令第156号)	押収物還付等公告令(昭和28年11月4日政令第342号)	附則 第1 附則1													

(別添1-2 追加様式(条項))
「条欄に「一」と記入されているものについては、該当法律の条項を引用せず、「法律の規定による」などとされているもの

※未施行等の場合には、備考欄に施行予定日等を御記入願います。

(別添2) 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律別表

号	別表 対象犯罪	改正について			担当府省庁	担当部署	(TEL, Fax, E-mail)	備考 (実行期日)
		有無	対象犯罪を改正する法律名	改正内容				
一	第三条(組織的な殺人等)、第四条(未遂罪)若しくは第六十条第一項第二項(団体的不正収益に係る殺人の予備)の罪、同号に掲げる罪に係る同条第二項(未遂罪)若しくは第二項(未遂罪)の罪							
二	イ 刑法第九十六条の五(加重封印等被棄等)の罪							
口	刑法第八十八条(居住地違法物等放火)、第百九十七条第一項(非現住建物等放火)若しくは第百十一条第一項(電気等物等以外取扱い等)若しくは第百十一条第一項の規定により同法第八十九条第一項若しくは第五百十一条第一項の罪及び同項の例により処断すべき罪(同法第八十九条第一項の罪及び同項の例により処断すべき罪を除く。)の未遂罪							
ハ	刑法第三十七条(あへん煙吸食ための場所提供)の罪又はこれらの罪の未遂罪							
ニ	刑法第四十八条(通貨鑄造及び行使等)若しくは第五百三十九条(外國通貨偽造及び行使等)の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は同法第五十三条(通貨偽造等準備)の罪							
木	刑法第五十五条第一項(有印公文書偽造)若しくは第二項(有印公文書変造)の罪、これららの規定の例により処断すべき罪、同法第五十七条第一項(公正証書原本不実記載)の罪若しくはその未遂罪(若しくはこれららの罪(同法第五十七条第一項の罪の未遂罪を除く。)に係る同法第五十九条第一項(有印公文書作成公文書行使等)の罪、同法第五十九条第一項(有印公文書偽造)若しくは第二項(有印公文書變造)の罪若しくはこれららの罪に係る同法第六十一条の二(電磁的記録不正作成及び供用)の罪							
ヘ	刑法第一百六十二条(有価証券偽造等)又は第六十三条(偽造有価証券行使等)の罪							
ト	刑法第一百六十三条の二から新百六十三条の五まで(支払用カード電磁的記録不正作成等、不正電磁的記録カード所持、支払用カード電磁的記録不正作成準備、未遂罪)の罪							
チ	刑法第一百七十五条(わいせつ物標示等)の罪							
リ	刑法第一百八十六条(常習賭博及び賭博開張等因利)の罪							
又	刑法第九十七条から第百九十七条の四まで(收賄、愛託收賄及び事前收賄、第三者着取及び事後收賄、あっせん取組)の罪							

※未施行の場合には、備考欄に施行期日を御記入願います。

号	別表 対象犯罪	改正について		担当部署	担当者連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (共管)
		有罪	罰金犯罰を改正する法律名			
ル	刑法第百九十九条(殺人)の罪又はその未遂犯					
ヲ	刑法第二百四条(傷害)又は第二百五条(傷害致死)の罪					
ワ	刑法第二百二十条(逮捕及び監禁)又は第二百二十二条(逮捕等致死傷)の罪					
カ	刑法第二百二十四条から第二百二十八条まで(未成年者の取扱い及び保護、就労目的で賃借人等の代金目的で賃借人等の所在国外移出者及び賃借人等の人身拘束、強制取扱い等、未遂罪)の罪					
コ	刑法第二百三十五条から第二百三十六条まで(窃盗、不動産侵奪、強盗、強盗強盗、強盗強盗及び同強盗)又は第二百四十三条(未遂罪)の罪					
タ	刑法第二百三十八条から第二百四十一条まで(詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、虚偽陳述、恐喝、未遂罪)の罪					
レ	刑法第二百五十三条(業務上横領)の罪					
ソ	刑法第二百五十五条第二項(盜品有償譲受付等)の罪					
ツ	刑法第二百六十条(被遺棄物等損壊及び同數死傷)の罪又は同条の例により処断すべき罪					
ミ	爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号)第一条から第六条まで(爆発物の使用、製造等)の罪					
四	外国において流通する貨幣紙幣銀行券偽造並び偽造に關する法律(明治三十八年法律第六十六号)第一項(偽造等)、第二項(偽造外國流通貨幣等の輸入)、第三項(第一項(偽造等)又は第四項(偽造等)若しくは第四条(偽造等準備)の罪の未遂罪)の罪					
五	印紙犯罰法(明治四十二年法律第三十九号)第一項(偽造等)又は第二項(偽造印紙等の使用等)の罪					
六	暴力行為等处罚に関する法律(大正十五年法律第六十号)第一項(第一項(加重懲罰)若しくは第二項(未遂罪)又は第三項(常習傷害等)の罪)					
七	盜犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第二条から第四条まで(常習特殊強盗、常習強盗等)の罪					

号	対象犯罪	改正について			担当部署	担当府省庁	担当者の連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (共管、施行期日)
		有無	対象犯罪を改正する法律名	改正内容				
八	金融機関の詐欺業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第十四十三号)第十八条第二号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪							
九	農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二条)第九十九条の九第一号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪							
十	農業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第六十三条(農行等による職業紹介等)の罪							
十一	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六十条第一項(児童虐待)の罪							
十二	郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)第八十五条第一項(切手類の偽造等)の罪又はその未遂犯							
十三	金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第一百九十七条(虚偽有価証券届出書等の届出等)、第五百九十七条の二第五十一号(第五十二条まで(内部者取引等)又は第二百条第十四号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪							
十四	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二条)第四十九条第一号(無許可営業)の罪							
十五	大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)第二十四条の三(使用等)の罪							
十六	船員職安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第一百十一条(暴行等による職業紹介等)の罪							
十七	競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)第三十条(無資格競馬等)又は第三十二条の二後段(加重取扱)の罪							
十八	消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第九十八条の四(損失補てんに係る利益の收受等)の罪							
十九	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七十七条から第八十条まで(役員の特別賄賂、代表社会医療法人債権者等の特別責任、未遂犯、虚偽文書行施等)又は第八十二条第一項(社会医療法人債権者の權利の行使に関する取扱)の罪							
二十	自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)第五十六条(無資格自転車競走等)又は第六十条後段(加重取扱)の罪							
二十一	水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二条)第一百二十九条の三第二号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪							

号	別表 対象犯罪	改正について		担当部署	担当府省庁	担当者の連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (実行期日)
		石原	大曾根里を改正する法律名				
二十二	中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十九号)第百十二条の三(損失補てんに係る利益の收受等)の罪						
二十三	協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十九号)第十八条の二の二(損失補てんに係る利益の收受等)の罪						
二十四	弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第七十七条第三号(非弁護士の法律事務の取扱い等)又は第四号(業として行なはり受けた権利の実行)の罪						
二十五	外国公書及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十九号)第六十九条の六(国際船籍登録及び安全の維持を妨げることとなる無許可取引等)の罪						
二十六	小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)第六十一条(無資格小型自動車競走等)又は第六十五号(後段)(加重取締)の罪						
二十七	商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第三百六十三条第九号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪						
二十八	毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第三条の違反行為に係る同法第二十一条第一号(無登録販売等)の罪又は同法第二十四条の二第一号(興奮等の作用を有する毒物等の販売等)の罪						
二十九	社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第三百三十条の二(評議員等の特別責任)の罪						
三十	投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八条)第二百二十九条(執行役員等の特別責任)、第二百二十九条の二(代表者(委託者等の特別責任)、第二百三十三条(監査文書等)、第二百三十四条第一項(投資主等の権利の行使に関する取扱い)、第二百三十六条第二項(投資主の権利の行使に関する利益の受取等)若しくは第四項(処遇行為)又は第二百四十三条第二号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪						
三十一	信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第九十条の四の二(損失補てんに係る利益の收受等)の罪						
三十二	モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二条)第六十五条(無資格モーターボート競走等)又は第七十二条後段(加重取締)の罪						
	堂せい割取締法第四十一条の三(覚悟料の使用、覚悟料原料の輸入等)、第四十二条(営業外覚悟料の施用等)、第四十二条(覚悟料の輸入等の原料の輸入等の予備)、第四十二条(覚悟料原料の譲渡しと譲受けとの取扱い)の罪						

号	対象犯罪	改正について			担当部署	担当者の連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (共管, 施行期日)
		有無	対象犯罪を改正する法律名	改正内容			
三十三	出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号) 第十二条の二(不法就労助長)、第十七条の三(在留カードの偽造等)、第十七条の四(偽造在留カード等所持)、第十七条の五(在留カード偽造等準備)、第十七条の六(集團密輸者を不法入国させた行為等)、第十七条の七(集團密輸者の収受等)若しくは第十七条の八(不法入国等援助等)の罪又は同法第十七条の二(不法的の不法入国者等の虚偽等)の罪若しくはその未遂罪						
三十四	長期借用銀行法(昭和二十七年法律第二百八十七号)第二十五条 の二(損失補てんに係る利益の收受等)の罪						
三十五	麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十四条の三(シアセチルモルヒネ等の施用等)の罪						
三十六	武器等製造法(昭和二十九年法律第二百四十五号)第三十一条(航 空の無許可製造)、第三十二条(第二級砲弾の無許可製造)若しく は第三十二条の二(第一級砲弾及び機銃弾等以外の武器の無許可 製造)の罪又は鋼鉄の製造に係る同条第四号(無鉄の無許可製 造)の罪						
三十七	労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第百条の四の 二(損失補てんに係る利益の收受等)の罪						
三十八	關稅法(昭和二十九年法律第六十一号)第八十八条の四から第百九 条の二まで(輸出してはならない貨物の輸出、輸入してはならない 貨物の輸入、輸入してはならない貨物の限税地域への蔵置等)の 罪						
三十九	出資の受入れ、預り金及び金利等の取扱りに関する法律第五条 (高金利等)、第五条の二(高金利等)、第五条の三(保証料 がある場合の高金利等)若しくは第八条第一項(高金利等の取 扱い)若しくは第二項(業として行う著しい高金利等の取 扱い)若しくは第八条第一項の違反行為に係る同法第 八条第三項(元本を保証して行う出資金の受入れ等)の罪						
四十	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)第三十七条 第一項後段(加重取締)の罪						
四十一	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十一年 法律第二百七十九号)第二十九条(不正の手段による補助金等の受 付等)の罪						
四十二	兌奉防止法第六条第一項(闇旅)、第七条(田巣等による売春)、 第八条第一項(闇営業として行う娼所の闇営業)、第十条(売春をさせる契約)、第十 一条第二項(業として行う娼所の闇営業)、第十二条(売春をさせる 業)又は第十三条(資金等の提供)の罪						

号	別表 対象犯罪	改正について			担当部署	担当者名 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (会員、送付期日)
		有無	対象見取り改正する法律名	改正内容			
四十三	銃砲刀剣類所持等取締法第三十九条から第三十三条の四まで(拳銃等の発射、輸入、所持、譲渡し等)、第三十一条の七から第三十二条の九まで(拳銃実包の輸入、所持、譲渡等)、第三十一条の十一から第三十三条の十三まで(拳銃等の所持等、拳銃等の輸入の所持、拳銃等の輸入による資金等の提供)、第三十一条の十五(拳銃等の輸入による資金等の提供)、第三十一条の十六第一項(拳銃等の輸入による資金等の提供)、第三十一条の十七(拳銃等の輸入による資金等の提供)、第三十一条の十八(拳銃等としての物品の輸入等)、第三十一条の十九(拳銃等としての物品の輸入等)、第三十二条第一号(拳銃部品の輸渡しと譲受けの開拓等)又は第三十二条第一号(拳銃部品の輸渡しと譲受けの開拓等)の罪						
四十四	特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)、第三百九十六条又は第三百九十九条の二(特許権等の侵害)の罪						
四十五	簡権法(昭和三十四年法律第二百二十七号)、第七十八条又は第七十八条の二(簡権権等の侵害)の罪						
四十六	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第二百四十五号)、第八十三条の九(業として行う医薬品、医療機器等の製造等)又は第八十四条第九号(業として行う医薬品の販売等)の罪						
四十七	金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第二百一十六号)、第七十七条(設立委員の特別責任)又は第七十三条第一項(株主等の権利の行使に関する取扱い)の罪						
四十八	著作権法(昭和四十五年法律第四十九号)、第七十条(著作権等の侵害等)の罪						
四十九	航空機の強盗等の处罚に関する法律(昭和四十五年法律第六十八号)、第一条(航空機の強盗等)、第二条(航空機強盗等致死)又は第四条(航空機の運転阻害)の罪						
五十	廢棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第二百三十七条)、第二百五十三条第一項第一号(無許可廃棄物処理業)、第七十三条(各種資源)、第八号(廃棄物処理の無許可競争)、第七十三条(産業廃棄物の処理の不法行為)若しくは第七十四条(不法投棄の罪)又は同号に掲げる罪に係る同条第二項(不法投棄の罪)に係る未遂の罪						
五十一	航空の危険を生じさせる行為等の处罚に関する法律(昭和四十九年法律第二百五十七条)第一条から第五条まで(航空危険、航行中の航空機を懸念させる行為等、業務中の航空機の破壊等、業務中の航空機内への爆発物等の投込み、未遂罪)の罪						
五十二	人質による強要行為等の处罚に関する法律(昭和五十三年法律第四十八条)第一条から第四条まで(人質による強要等、加重人質強要、人質殺害)の罪						
五十三	無限連鎖講の防止に関する法律(昭和五十三年法律第一百一号)第五条(開設等)の罪						

号	別表 対象犯罪	改正について		担当内閣官	担当部署	担当者連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (共管、施行期日)
		有無	対象範囲を改正する法律名				
五十四	銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第六十一條第一号(無免許営業)又は第六十三条の二の二(損失補てんに係る利益の收受等)の罪						
五十五	細菌兵器(生物兵器及び毒素兵器の開発、生産及び販賣の禁止並びに陳薦に係る条約等の実施に関する法律(昭和五十七年法律第六十一号)第五十九条(生物兵器等の使用等)又は第十九条(生物兵器等の製造等)の罪						
五十六	資金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第四十七条第二号(無登録営業)の罪						
五十七	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五十九条(有効営業目的労働者派遣)の罪又は同法第四条第一項に係る同法第五十九条第一号(禁止業務についての同法第十四条の罪)						
五十八	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入日本管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第二十一条から第二百八条まで(特別永住者証明書偽造等、偽造特別永住者証明書偽造等等の罪)						
五十九	麻薬特例法第六条第一項(漢物犯り収益等賊證)又は第二項(未遂犯)の罪						
六十	協同組織金融機関の権利出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第五十七条(虚偽文書行使等)の罪						
六十一	不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第五十三条第三号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪						
六十二	化学生兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)第三十八条から第四十条まで(化学兵器の使用、製造等)の罪						
六十三	サリン等による人身被害の防止に関する法律第五条(発散)又は第六条第一項から第三項まで(製造等)の罪						
六十四	保険業法(平成七年法律第五百五号)第三百一十七条の二第二号(損失補てんに係る利益の收受等、第三百二十二条(取扱業者等の特別責任)、第三百二十五条(虚偽文書行使等)、第三百二十九条第一項(社員等の権利の行使に関する取扱)又は第三百三十一条第二項(株主等の権利の行使に関する利益の受供与)若しくは第四項(株主等の権利の行使に関する利益の受供与等にござつての既遂行為)の罪						
六十五	金融機関等の更生手続の特別等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第五百四十九条(詐欺更生)の罪						
六十六	職器の移植に関する法律(平成九年法律第二百四号)第二十条第一項(職器売買等)の罪						

号	別表 対象犯罪	改正について 対象犯罪を改正する法律名	改正内容	担当係官庁	担当部署	担当者の連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (共管、施行期日)
六十七	スポーツ賭博取扱いの実施等に関する法律(平成十年法律第六十三号)第三十二条(無賭博スポート振興措置又は第三十七条後段(加重取扱)(加重取扱)の罪)						
六十八	資金の流動化に関する法律(平成十年法律第百五十五号)第二百九十七条第一項(損失補てんの取扱等)、第三百二条(取扱役者等の特別當任)、第三百三条(代償特當社債権者等)の特別當任)、第三百五条(虚偽文書行使等)、第三百九十九条第一項(社員等の権利の行使に係る取扱)又は第三百九十九条第三項(社員等の権利の行使に係る取扱)又は第五六项(社員等の権利の行使に係る利益の受供与等)についての底道行行為の罪						
六十九	医療の予防及び監督症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第二百四十四条)第六十七條(医薬原体等の販売)、第六十九條(医薬原体等の販売等)又は第七十条(二種病原体等の輸入)の罪						
七十	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童買春容疑、第六条第二項(帶として行つ児童買春動機)、第七条第六項から第八項まで(児童ポルノ等の不特定又は多数の者に対する提供等)又は第八条(児童買春等目的人売買等)の罪						
七十一	民事再生法(平成十一年法律第二百五十五条)第二百五十五条(詐欺再生)の罪						
七十二	ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成十二年法律第二百四十六条)第十六条(人クローン症等の人又は動物の胎内への移植)の罪						
七十三	社債、株式等の権益に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百八十八条第一項(個人者の権利の行使に関する取扱)の罪						
七十四	農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十九条の二(不精実持てんに係る利益の收受等)の罪						
七十五	公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の处罚に関する法律第二条第一項(公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者による公衆等による資金等の提供等)の罪						
七十六	会社更生法(平成十四年法律第二百六十六条)第二百六十六条(詐欺更生)の罪						
七十七	仲裁法(平成十五年法律第二百三十八号)第五十条から第五十二条まで(地盤、受託取扱及び第三者供給、加重取扱及び事後取扱)の罪						
七十八	破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百六十五条(詐欺破産)の罪						

号	別表 対象犯罪	改正について		担当省庁	担当部署	担当者の連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (共管, 施行期日)
		有無	対象犯罪を改正する法律名				
七十九	信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第九十四条第七号(情失措て人に係る利益の收受等)の罪						
八十	会社法第百六十条から第百六十二条まで(特別責任、未遂犯)、第百六十四条(偽偽文書行使等)、第百六十六条第一項(株主等の権利の行使に關する取扱い)又は第百七十条第二項(株主等の権利の行使に關する利益の收受等)若しくは第四項(株主等の権利の行使に關する利益の收受等等)についての賦追行為の罪						
八十一	一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十号)第三百三十九条(理事等の特別責任)の罪						
八十二	放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の处罚に関する法律(平成十九年法律第三十号)第三條から第八條までの規定(核子接合等装置の製造、原子核分裂等装置の輸出、放射性物質等の使用の位置の所持等、特定核燃料物質の輸出入、放射性物質の貯蔵等の告知による脅迫、特定核燃料物質の窃取等)による強要の罪						
八十三	株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第七十三条第一項第二号(消失損てんに係る利益の取受等)の罪						
八十四	海賊行為の处罚及び海賊行為への対処に関する法律第三條第一項から第三項まで(船舶の強取等又は第四条(船舶強取等致死傷)の罪						
八十五	行政手続における特定の届け人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第四十八条(特定届け人情報ファイルの提供)、第四十九条(個人番号の提供及び通用)又は第五十一条第一項(詳載等行為等による個人番号の取得)の罪						